

制定 令和3年10月1日

後援会員規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人新潟ふるさと組合（以下「当組合」という。）定款第45条第2項の規定に基づき、後援会員に関する事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 後援会員は、当組合の目的に賛同し、後援会員入会申込書を代表理事に提出した団体又は企業若しくは個人とし、入会の可否は、代表理事が決定する。

(特典)

第3条 当組合は、後援会員に対して、随時当組合が関与するイベント資料を提供すること並びに当組合が発行する刊行物を提供するほか、当組合のサイト及び広報資料に後援会員の掲載可否に応じて掲載するものとする。

(会員の種類)

第4条 後援会員の種類は、次のとおりとする。

一 企業会員/団体会員

新潟県内あるいは他都道府県において企業、団体活動をしており、当組合の事業に賛同し、企業会員/団体会員になることを希望する企業や団体

二 個人会員

新潟県内あるいは他都道府県に在住しており、当組合の事業に賛同し、個人会員になることを希望する個人

(更新)

第5条 会員の更新は年1回とし、会員たる期間は11月初日から10月末日までとする。ただし、10月末日から1月前の間に更新の通知がない場合は、更新したものとする。

(会費)

第6条 後援会員は、その種類ごとに、毎会計年度、次に掲げる年会費を当組合に納入しなければならない。ただし、初回年会費は入会月から翌10月までの月数で年額を割った会費とする。

一 企業会員/団体会員

1口年額 20,000円 1口以上

二 個人会員

1口年額 10,000円 1口以上

(後援会費の用途)

第7条 前条の後援会費は、当組合の事業維持費として使用するものとする。

(届出)

第8条 後援会員は届出事項のいずれかに変更があった場合は、速やかに新潟ふるさと組合事務局に届けなければならない。

(退会)

第9条 後援会の退会は会員の希望により随時行えるものとする。後援会を退会しようとする者は、後援会員退会届出書により代表理事に届け出るものとする。ただし、退会時の属する年度の後援会費は、返還を求めることができない。

(資格の喪失)

第11条 後援会員は、次の各号の一の該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員の本人が死亡したとき
- (3) 法人や団体が解散又は破産したとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

(理事会への報告)

第9条 代表理事は、理事会に後援会員の入会員等の状況を報告しなければならない。

(細則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、代表理事が細則で定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 制定 令和3年10月1日